

改正派遣法に基づくマージン率の公開資料

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。

（法第 23 条第 5 項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣労働者の賃金の平均額} - \text{派遣料金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

《株式会社大和ユニティー パワーヒューマン事業部 関西》

〒530-0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地 1 丁目 1 番 49 号梅田滋賀ビル 11 階

派遣労働者の数	45 名
派遣先数	7 社
派遣料金の平均額	17,176 円／8 時間
賃金の平均額	11,072 円／8 時間
教育訓練の内容	ビジネスマナー研修、携帯電話・インターネット回線についての商品知識研修、クレーム対応研修、リーダー研修 他
その他福利厚生 の 制度など	社会保険完備、前給制度、年次有給休暇 他
マージン率	35.5 %

※上記は 2025 年 6 月 1 日時点での内容となります。